

広島県告示第八百六十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
割岩山団地地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東広島市		町・丁目		字		地番		標柱番号	
八本松南一丁目		八本松町飯田		割岩山		二二番一		標柱二号及び三号	
八本松南一丁目						二二番一		標柱一号	
八本松南一丁目						二四番二		標柱六号	
八本松南一丁目						二四番三		標柱七号	
八本松南一丁目						二四番五		標柱七号	